

事務連絡
令和3年4月19日

各国公私立大学学生支援担当課
各公私立短期大学学生支援担当課
各国公私立高等専門学校学生支援担当課
各都道府県専修学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市生涯学習・社会教育主管課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省高等教育局学生・留学生課

ギャンブル等依存症に関する啓発用資料及び社会教育施設等の活用について（依頼）

ギャンブル等依存症対策については、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下「法」という。）に基づき、平成31年4月にギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下「計画」という。）が閣議決定され、計画に基づき施策の推進が図られているところです。法においては、毎年5月14日から20日はギャンブル等依存症問題に関する啓発週間とされており、啓発週間における取組として、計画では、文部科学省においても、関係省庁等と連携しつつ、学生等に対するギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に向け、大学等に対して普及啓発を推進することとしています。つきましては、下記の点について、御協力をお願いします。

記

① ギャンブル等依存症に関する啓発用資料の周知について

昨年度に引き続き、消費者庁からギャンブル等依存症に関する啓発用資料について周知依頼がありました。

各国公私立大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校におかれては、教職員及び学生等に対し、各都道府県及び都道府県教育委員会専修学校主管課におかれては、所管又は所轄の専修学校（専門課程を置くものに限る。以下同じ。）に対し、国立大学法人におかれては、その設置する専修学校に対し、厚生労働省におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市生涯学習・社会教育主管課におかれては、域内の市町村主管課に対しても周知の上、消費者教育や依存症予防教育等の取組の中での御活用について、お取り計らい願います。

(消費者庁ウェブサイト)

「御本人向け啓発用資料」、「御家族向け啓発用資料」、「ギャンブル等依存症について言及しているその他の啓発用資料」、「相談への対応に際してのマニュアル」の各見出しのリンクから御覧いただけます。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/

上記の資料について、次のURLよりデータをダウンロードすることができますので、周知に御活用ください。

【参考】

(文部科学省ウェブサイト)

文部科学省においても、ギャンブル等依存症に関する理解を深めるための主に高等学校段階を対象とした教師用指導参考資料、生徒向け啓発資料を、文部科学省のウェブサイト(下記URL)に公表しております。

○「ギャンブル等依存症」などを予防するために(教師用指導参考資料)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2019/04/05/1415166_1.pdf

○行動嗜癖を知っていますか?(生徒向け啓発資料)

https://www.mext.go.jp/content/20200512-mext_kenshoku-000007121_1.pdf

② 社会教育施設等の活用について

具体的な取組として、福祉部局との連携はもちろんのこと、公民館等の社会教育施設におけるギャンブル等依存症対策に関する啓発講座の開催等が考えられます。

文部科学省においては、ギャンブル等依存症を含む各種依存症の予防に資するため、保護者や地域住民等に向けた啓発講座である「依存症予防教室」を各地域において実施しており、その事例集も作成・公表しております。

○「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」委託事業事例集(平成26～令和元年度)

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1394640.htm

各教育委員会におかれては、これらの事例集も御活用いただき、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの拠点である公民館等の社会教育施設が地域の実情に合わせて、その活動が一層活性化されるよう、必要な御支援をお願いします。

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課 共生社会学習企画係

電 話：03-6734-3276

FAX：03-6734-3719

事務連絡
令和3年3月

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
生涯学習推進課
文部科学省高等教育局
学生・留学生課

御中

消費者庁消費者政策課

ギャンブル等依存症に関する啓発用資料の周知について
(御協力をお願い)

日頃から、消費者行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

消費者庁においては、ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号)及びギャンブル等依存症対策推進基本計画(平成31年4月閣議決定)を踏まえ、関係省庁等と連携して、知識の普及等の取組を進めております。

当該計画に位置付けられた施策のうち大学生等への啓発については、昨年度のギャンブル等依存症問題啓発週間において、大学等及び各教育委員会への周知を図っていただいたと考えております。

令和3年度においても、ギャンブル等依存症問題啓発週間に向け、当庁で作成した啓発資料について、各大学等及び各教育委員会向けに周知を図っていただきたく、引き続き、貴省に御協力をお願いするものです。

当庁では、国民各層への知識の普及のため、これらを幅広く活用していくこととしておりますが、その中でも、大学等や社会教育の場における周知は重要であると認識しております。また、新年度の生活環境が大きく変わることにより不安を抱えがちな4、5月に、このような取組を集中的に実施することは、効果的・戦略的な啓発につながると考えております。

よろしくお取り計らい願います。

記

【啓発用資料】

- ・御本人向け啓発用資料
- ・御家族向け啓発用資料

【参考ウェブサイト】

「ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ」ウェブサイト

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/

【本件連絡先】

消費者庁消費者政策課

担当：新垣、吉原

電話：03 - 3507 - 9186 (直通)

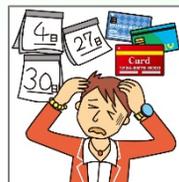
「のめり込み」にはくれぐれも御注意を

「ギャンブル等依存症対策基本法」が平成30年10月に施行されました!

ギャンブル等依存症とは?

★ギャンブル等へののめり込むと、様々な支障が発生します。

- ギャンブル等依存症は、ギャンブル等へののめり込み、コントロールができなくなる精神疾患の一つです。
- ギャンブル等依存症により、日常生活や社会生活に支障を生じることがあります。
すなわち、ギャンブル等依存症は、借金の問題だけでなく、うつ病の発症などの健康問題、さらに、自殺などの社会問題を引き起こすこともあります。



★ギャンブル等依存症は、誰でも陥ってしまうおそれがあります。

- 「仕事がうまくいかない」といったストレスや、孤独感などがきっかけとなってギャンブル等に頼るようになってしまうことによって、ギャンブル等への「のめり込み」が始まってしまう可能性があります。
- 「意志が弱い」、「だらしない」といった性格によってなるものではありません。

★ビギナーズラックこそ要注意。

- 若いころにギャンブル等を始めると、のめり込みの病状が深刻になりやすいと言われています。



なお、法令で定められた年齢に達しない方が、ギャンブル等を行うことは禁止されています。



注意すべきポイントは？

★負けを取り戻すことはできないと分かっているのにやめられない。。。

ギャンブル等依存症のサインでは？

★一旦のめり込み、周りに嘘をつき始めると、気合や根性では抜け出すことができません。



- ギャンブル等への「のめり込み」から「回復」し、健康な生活を取り戻すには、同じ問題を抱えた人同士でつながり、また、専門家の支援を受けることが重要です。

「愛好家」と「依存症が疑われる方」とはどのように違うの？

【LOSTの概要】

※ 公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会ウェブサイトから引用。

* 過去1年間のギャンブル等の経験で、以下の4項目のうち2つ以上該当する場合、「ギャンブル等の愛好家」ではなく、「ギャンブル等依存症」の危険性があると言われています。

● Limitless

…ギャンブル等をするときには予算や時間の**制限を決めない、決めても守れない。**

● Once Again

…ギャンブル等に勝ったときに、**「次のギャンブル等に使おう」と考える。**

● Secret

…ギャンブル等をしたことを誰かに**隠す。**

● Take Money Back

…ギャンブル等に負けたときに、**すぐに取り返したい**と思う。

気になることがある場合は？

- ◆ ギャンブル等依存症対策は、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、関係省庁が連携の上で取組を進めます。毎年5月の「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の機会等を通じ、啓発活動も強化していきます。
- ◆ 借金があるのに、「次こそ勝つ！」と思いながらギャンブル等を続けている方はいませんか。少しでも気になることがある場合は、御相談したい内容に応じて、各窓口へ。

【相談先となる窓口の情報などが掲載されています。】

消費者庁 ギャンブル等依存症

検索

(消費者庁ウェブサイト https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/)

御家族の皆様も、的確な対応のために 必要な環境へとつながることが必要です。 「ギャンブル等依存症対策基本法」が平成30年10月に施行されました！

ギャンブル等依存症は、適切な治療や支援により、「回復」が十分に可能ですが、留意すべき点があります。

ギャンブル等依存症のサインとは？

★ ギャンブル等をしている方に、家族の行事を顧みない、家庭内でのお金の管理について暴言を吐く、などの変化はありませんか？ギャンブル等依存症のサインかも。。。

注意すべきポイントは？

★ 家族会や自助グループにつながり、的確に対応するためのノウハウを身に付けましょう。

★ 家族が状況に振り回されないようになるために極めて重要です。

- 家族会や御家族向けの自助グループは、ギャンブル等依存症の方への向き合い方、財産関係の問題への対応方法等、様々な知見を蓄積しています。

★ 借金の肩代わりは禁物です。

- よかれと思っても、借金の肩代わりをしてしまうと、御本人が問題に向き合い、回復に至る機会を奪ってしまいます。

気になることがある場合は？

- ◆ ギャンブル等依存症対策は、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、関係省庁が連携の上で取組を進めます。毎年5月の「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の機会等を通じ、啓発活動も強化していきます。
- ◆ 少しでも気になることがある場合は、御相談したい内容に応じて、各窓口へ。

【相談先となる窓口の情報などが掲載されています。】

消費者庁 ギャンブル等依存症

検索